

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成21年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日出席が予定されておりました代表監査委員の風間隆さんにつきましては、所用により欠席いたしますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案8件、認定8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、平成21年5月、6月分の例月出納検査の結果について報告がありました。なお、内容につきましてはお手元に配付のとおりです。

次に、第1常任委員会を中心に実施した視察の件について委員長から報告したいとの申し出がありましたので、発言を許します。

第1常任委員長、鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、先日実施

いたしました第1常任委員会、第2常任委員会合同視察の件について報告をいたします。

参考資料として、現地でいただきました「道志村の概要」、「平成20年度一般会計及び特別会計の決算状況」、「道志村情報通信基盤整備事業の概要」、「役場内サーバー室説明資料」などを配付してあります。

また、8月28日に開きました議員全員協議会終了後の第1・第2常任委員会合同会で、道志村のブロードバンド整備事業視察報告会に参加された皆さん、欠席された皆さんからも御意見をいただきましたので、その意見については皆さんのお手元に配付してあります。

私は、その概要をこれから述べたいと思います。そこで出された御意見をもとに報告をまとめました。

保健師さんと高齢女性とのテレビによる対話や、各戸へ端末を入れたことで高齢者が近所の子供に使い方を教えてもらうなど今までにない交流が進んだ話、同報無線の難聴地区解消、回覧板が必要なくなり伝達漏れもなくなって、いろいろなイベントや教室などへの参加もふえたなどの話は印象的でした。

しかし、委員からは、機械頼みでなく保健師さんが全高齢者宅を訪問して健康状況を把握し、対話する人対人の温かみの通った行政でなければならないとの意見も出されました。一方、それが理想であるが人的にも無理があり、各戸への端末機の導入により早期発見・早期治療の指導を可能にし、重症化を防いで医療費や介護費用の抑制にもつながる、大病院との連携もとれるなどの意見も出されました。また、教育分野での活用なども期待する意見が出されました。

道志村に比べて当町は面積も広く居住地が広がっているので、全戸導入費用はどれくらいかかるか一番気になるところですが、板谷議員個人の試算ですけれども、参考として驚くほどの負担にはならないのではないかとこの財政状況の試算や、今の若者には世界は近い、やるべきではないかと発言された中田議員の意見、また、もっとよい方法があるはずとの原田議員の意見なども大いに尊重して、行政はN T Tや中電、国などとの協議も重ね、他自治体の先進例を調べたり町民にも十分な説明や情報提供を行い、意見も十分に聞いて慎重に前向きに、悔いを残さないように進めていただきたいことを要望して、委員長報告といたします。議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ及び行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成21年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

先月30日に投票、即日開票された第45回衆議院議員選挙は、御承知のとおり、民主党の躍進で政権交代が確定しました。9月中旬に開かれる特別国会で新内閣が発足し、日本の政治システムが一大転機を迎えます。国民の暮らしを守るべき医療、福祉、年金制度、また第一次産業や中山間地対策など、今後の国政の動きや地方に対する施策展開を、政策立案や財源確保等に注目しながら、国民として、有権者として、また経済不況や少子高齢化など社会経済状況の大きな変化の影響を受けている地方自治体として目を離さず見守り、地域を守るために提言、行動をしていきたいと考えております。

川根本町の小選挙区投票率は83.14%で、市区町別では県内最高投票率となりました。

次に、平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾内を震源とする地震が発生しました。川根本町においても大きな揺れを感じ、震度4を観測しております。

町においては、5時20分、対策本部初動班マニュアルにのっとり、初動班（本庁15名、総合支所13名）の3分の1を確保したことを確認し、災害対策本部を本庁舎に設置、同時に総合支所内に災害対策支部を設置し、町内被災情報収集活動を展開いたしました。同報無線で各自主防災会、消防団への情報収集活動の依頼と、職員参集時の道路状況等の情報から、アマチュア無線非常通信協力会員からの町外から本町までの道路状況等を確認しながら、発災から約1時間後の6時9分にはオフロードバイク隊2個小隊を町内に派遣、幹線道路から集落間の道路被害及び各地区における人的、物的被害情報収集を開始、9時46分には町内に人的、物的被害がないことを確認しております。

消防団、自主防災会においても、おおむね午前9時ごろまでには人的、物的被害がないことを確認しております。

最終的には、町内の被害は県道接岨狭線での落石、県道川根寸又峡線の落石、林道河内線の落石の計4カ所で落石がありましたが、どれも軽微な落石で、車両の通行は当初から可能でありました。

また、寸又峡プロムナードコース天子トンネル付近などで、落石によりコースが通行どめとなりましたが、緊急工事の結果、8月28日午後1時に、地元の方々の立ち会いのもと安全確認をし、通行どめを夢の吊り橋下降点まで解除しました。全面解除は、防護ネット等の第2期工事の完成後の9月中旬と考えております。影響がありますので、なるべく早い全面開通を目指しております。

次に、昨年度開催された大井川ダム直下濁水対策に係る技術検討会で合意を得た大井川ダムの濁水対策のための調査業務について、中部電力株式会社より報告がありました。これは、設置が決定した清水化バイパスの取水堰の位置や水路ルートを決定するため、ボーリング調査や弾性波探査等を行うものです。地元関係者へも通知し理解も得ておりますので、河川法

関連等の申請・許可がおり次第、9月早々に調査が始まるとのことです。昨年度の合意どおり、着実に事業を進めていただいている中部電力株式会社に感謝申し上げるとともに、取水堰等の設計に係る河川管理者の許可等が順調に進み、早期に施設が完成することを期待しております。

次に、本年度も、川根本町町内小学校5年生県外体験学習が例年どおり新潟県を中心に行われました。8月5日から7日まで、小学生54名と校長代表を初め教員6名、高校生ボランティア8名、町職員4名の総勢72名が参加しました。4小学校での実施は4回目となりました。事業の目的や実施内容について関係者の理解が浸透してきました。今後も、「子供たちの自立心、社会性を養い、地域のよさを見直す」、「地域を背負って立つ青少年の育成」という事業の目的が薄れることがないように、本事業に取り組んでいきたいと思っております。

8月7日から10月25日まで、韓国の仁川広域市で開かれている「仁川世界都市祝典」に、財団法人静岡県市町村振興協会の助成も受け、川根本町もブースを出しました。2009年韓国における最大イベントであり、富士山静岡空港の開港を契機に川根本町の効果的なプロモーションが期待できることから、静岡県と連携しながら出店をいたしました。

川根本町は8月14日から8月20日まで1ブースを担当し、観光パンフレットや一煎茶パックの配布、茶インストラクターによる呈茶を含む通常の川根茶とみかんフレーバー茶の冷茶サービスを行い、大変好評でありました。今後も、空港を活用した地域振興や交流人口の増大も推進していくことが重要です。本町からは職員6名、2名のインストラクター、本町独自の通訳1名が2班に分かれて参加いたしました。9月にも、広域の団体の一員として職員を派遣する予定であります。

次に、茶業関係であります。第63回全国茶品評会が埼玉県入間市で開催され、8月28日に結果が発表されました。本町からは煎茶10kgの部で10品の出展がありましたが、残念ながら1等入賞はありませんでした。川崎好和氏の2等11席が最高でありました。こうした品質の維持向上、ブランド力の向上は持続性が大事と考えておりますので、今後も、出品者、町茶業振興協議会、JA関係者と協力・連携しながら全国品評会に取り組んでいくことが大切かと思っております。

また、8月25日には川根本町各地区の農林業関係役員にお集りいただき、耕作放棄地対策事業説明会を開催いたしました。当町の農業振興、地域づくり、景観保持等のためにも耕作放棄地解消は重要な施策と位置づけております。また、本年度も予算化をしております。今後の事業推進について御理解・御協力をいただき、地区ごとの耕作放棄地の解消計画の策定を目指しているところであります。今後とも、耕作放棄地対策については積極的に進めていくつもりであります。

次に、川根本町放課後児童クラブについて現状を御報告いたします。

平成20年度の試行を経て、川根本町放課後児童クラブは本年6月1日、町内2カ所（本川根児童クラブ、本川根小学校の1階生活科教室を借用、中川根児童クラブ、生きがいの郷、

高郷を借用)で開所いたしました。開所時間は下校時から午後6時までで、川根本町シルバー人材センターの会員23名の皆様が指導や送迎に当たってくれております。

開所当初は、本川根児童クラブでは2年生1名、3年生1名の計2名が、中川根児童クラブでは1年生4名、2年生4名の計8名の利用でありましたが、夏休み前の7月24日現在では、本川根児童クラブでは2年生3名、3年生1名の計4名、中川根児童クラブでは1年生5名、2年生4名の計9名が利用するようになりました。中川根児童クラブでは、旧中川根管内の3小学校を送迎バスにて迎えに行き、帰りは保護者に迎えにきてもらっております。

本川根児童クラブでは7月27日から、中川根児童クラブでは7月28日から、夏休み期間中のクラブを開所いたしました。開所時間は午前8時から午後6時で、利用者が、本川根児童クラブでは2年生3名、3年生1名の計4名、中川根児童クラブでは1年生1名、2年生4名が利用し、保護者に直接クラブへ送迎を行っていただきました。また、中川根児童クラブの開所場所を、夏休み以降、中央小学校2階生活科室ほかへ変更し、開所しております。

6月中は22日間開所し、延べ162名が利用し、7月中は22日間開所し、延べ179名が利用いたしました。夏休み期間中には、2クラブ合同で2回のお楽しみクッキングと2回の遠足を行い、楽しそうな生活をしておりました。

以上、報告を終わります。

次に、財政関連であります。

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率4指標を公表しております。当町の実質赤字比率と連結実質赤字比率は非該当であり、一般会計並びに7つの特別会計において無理なく運営されております。

実質公債費比率は、3カ年平均で11.8%、昨年度より1.1ポイント上がっております。単年度の数値を見ると、平成20年度13.3%、19年度12.4%、18年度9.9%になっており、年々上昇しております。これは、地域振興基金創設、田代環境プラザ建設等に係る地方債の元金償還が開始となっていることが主な原因であります。合併特例債等といった交付税措置のある有利な地方債を計画的かつ有効に活用しているため、地方債現在高74億円を考えると低く保たれております。

将来負担比率は32.7%であり、昨年度より、30.6ポイント下がっております。これは、退職者不補充による退職手当負担見込み額の減、地方債借り入れの減による地方債残高の減等による将来負担額の減少と、実質公債費比率同様、交付税措置のある有利な地方債の活用と負担に充当可能である各種基金残高が好影響となっております。

各比率とも、昨年同様早期健全化基準と比べても好結果となっており、健全な財政運営であると思われれます。今後においても、これらの数値の変化、変動幅に注目し、計画的に健全な財政運営を進めてまいりたいと思っております。

ここで、川根本町における行政改革の取り組みを振り返ってみます。

平成17年3月、総務省により地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定されるなど、地方行革のさらなる推進の流れや、町村合併を経て基礎的自治体として機能を維持強化するために、川根本町行政改革大綱を平成18年10月に策定しました。大綱を受けて、川根本町定員適正化計画、集中改革プランを策定し、取り組みを進めてまいりました。集中改革プランは当初67項目でしたが、平成19年7月、平成20年8月の2回の改定を経て、現在79項目で進めております。「決められたことは周知を徹底し、着実に実行する」の考えで、79項目の改革を推進しております。

平成19年4月に行政改革推進室を総務課内に設置し、推進体制を整備しました。また同時に、町長、副町長、教育長、各課長から成る行政改革推進本部を設置し、集中改革プランの推進と課題の検討を、以後毎月1回行っております。

19年7月には、集中改革プランに対しての進捗状況の確認や、意見を述べ提言の取りまとめのほか、町長の諮問に応じ調査・審議を行う行政改革推進委員会を有識者10名で立ち上げました。委員長には、静岡文化芸術大学の片山泰輔准教授に就任していただきました。20年3月には委員会から行政改革大綱・集中改革プランへの13項目の提言をいただき、その後の取り組みに反映しております。

20年7月には、町長から委員会へ「公の施設のあり方」について諮問し、21年2月、「公のあり方」として、資料館やまびこ、文化会館、B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターの6施設の答申を受け、現在、各課、本部会等で調査・協議・検討中であります。今年度の委員会は、今までに取り組み状況の確認とともに、「職員の意識改革、人材育成」などを調査項目に挙げていただいております。

また、本年8月、委員の任期満了に伴う再任をさせていただきました。20年4月に集中改革プラン推進のための要綱、要領を制定し、補助金の適正化、既存補助金の見直しの方針策定、パブリックコメント制度の実施、附属機関の会議録の公開、職員の時間外勤務取扱規程の改定などを行っております。

今年度は全庁を挙げて行政評価に取り組んでおり、21年度はロジックモデルの構築研修、試行を経て、22年度の本格実施に向けて準備を進めております。行政改革推進委員会でも、行政評価シートをもとに議論、検証をしていただきます。行政評価を業務の中に定着させていくことで、予算、人員、時間等の資源配分の効率化と、政策に試行錯誤のプロセスを織り込みながら、同時に納税者として町民に説明責任を果たすものになると考えております。特に、政策に試行錯誤のプロセスを織り込むことが今後の事業展開の中で大事なことはないかと考えております。

今後は、各課・各室でのミーティングや各種会議等での意見集約、議論がさらに重要になると思いますので、意見の出やすい会議、意見の集約が適切にできる会議の手法も研修・実践していくことが重要課題と考えております。

川根本町でも、国・県の指示で動いたり、あるいはトップダウンで意思決定をしていく方

式も時には必要とされるかもしれませんが、地方の自立・分権が求められている現在、そして時代の大転換期を迎えた今、組織内、集落内、団体内、そして役場の中でも、的確な情報・データの共有と徹底した議論を経て、ビジョンや方針、施策を練り上げていくことが重要と強く感じております。

役場内でも、特に平成18年度から20年度の緊縮型財政運営の中で、職員の事業提案も優先順位をつけカットしてきました。結果として、職員のやる気とか提案の意欲に影響を与えたと感じております。ここで改めて、地域、団体、企業、職員が豊かで住みやすい川根本町の維持発展のために力を発揮できる雰囲気、仕組み、ネットワークをつくっていくことが求められ、今後の課題でもあると思います。

最後になりましたが、本議会では平成20年度の一般会計、特別会計の決算の審査をお願いします。平成20年度は、行財政改革、歳入に見合った歳出見直しが本格的にスタートし3年目となりました。平成20年度の歳出総額は55億9,500万円と、事務事業の効率化と集中改革プランの進展等緊縮型予算の執行により、川根本町としての持続的な財政規模が図られたと考えております。今後も、行財政改革の断行と、政府の地方財政政策等を的確に見据え、財政シミュレーション等を踏まえ、中長期的な視野で健全な町財政運営を目指してまいります。

今回提案いたすものは、同意1件、条例等3件、補正予算5件、決算認定8件の計17件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさついたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、澤畑義照君、7番、杉本道生君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの16日間に決定しました。

日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（森 照信君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

地方税法の定めるところにより、固定資産評価審査委員会が設置されています。委員の定数は3人でございますが、そのうち坂本利夫氏が、本年10月25日をもちまして2期目の任期が満了となります。坂本氏には就任以来、委員長を務めていただいております、引き続き職務に当たっていただくよう、再任することについて御同意をお願いするものであります。任期は平成21年10月26日から平成24年10月25日までの3年間となります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

日程第4 議案第48号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第4、議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

今回の改正は、一般廃棄物処理手数料について、現在、町が指定するごみ収集袋について35・1袋につき30円としておりますが、20・、45・の収集袋を新たに加え、その手数料を1袋につきそれぞれ15円、40円とし、平成21年10月1日から施行したいとするものです。

以上、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

ごみ袋の有料化を、町長はごみ減量化につながるものだというふうにはずっと言ってきているわけですが、当町も資源ごみの分別が細分化され種類もふえて、町長が言われるようにごみ袋有料化もずっと続いているわけですが、燃やすごみがそれで減っているのかどうかお伺いします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） お答えいたします。

可燃物の処理量を見ますと、平成18年度では1,484.49 t、平成19年度では1,486.22 tで、前年と比べますと1.73 tの増となっておりますが、平成20年度では1,436.65 tで、前年比で49.57 tの減少を見ております。また、平成20年度と21年度の8月分までを比べますと、平成21年度では14.85 tの減少となっております。

また、昨年からはじめましたマイバックの推進につきましても、町民の皆様のごみへの関心、それから御理解をいただき推進が図られ、ごみの減量にもつながっていると思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 分別が細分化されてごみが減っているということもあるし、先ほど課長が述べられた、マイバックによるレジ袋の減少ということも町民の方の大きな協力によってごみが減少しているという報告をいただき、本当にうれしいなと思うんですけども、まだまだ生ごみは、若い世帯の方々が出しているごみの中には、私は近所しか見られないものですからこういう意見を言うわけですが、もったいないというか堆肥なんかにはなるのかなと思われるようなものも時々見受けられます。

そういう中で、私は以前からこういう町の指定ごみ袋に対して、レジ袋は確かに減っているわけで、マイバックも行いますし、協力者もふえていますし、各家庭にたまるレジ袋はふ

えていることは事実だと思います。でも、全くなくなっているかというところではないと思います。私もマイバックを使うようにしていますが、それでもいろいろな袋がたまっていきます。

そういうときに、この袋でごみが出せたらわざわざ町がつくったごみ袋を使わなくても、二重にごみを出さなくていいのにとおもいながらいつも出すわけですが、このことをこれまでも何回も町に、町長にも要望してきたんですけれども、町長は有料指定袋によってごみの減量化にするというふうな認識であるということですが、今回このように3種類の袋にふやしてそれぞれの家庭に合ったごみ量に対応しようということについては、私は一歩前進かなと思うんですけれども、もう一つ考えて、要らない人まで、まだ袋がある家までこの指定袋にさらに二重に入れるということをしなくて、島田市のように町と商店と話し合いをして協力していただいて、町の指定袋のかわりに例えばレジ袋を買う人、有料で買っているわけですが、そういう人にはそれでごみが出せるようにするとか、そういう話し合いをする考えはないかお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私の基本的な考えというのは、やはり受益者負担、一定の負担が必要だろうということで、有料化でごみを減らすということもあるんですけども、無料化の場合にはそうした歯どめの一つが外れるのではないかとということで、受益者負担のことで無料化に対する影響というのを考えて、こうした有料ごみ袋制度をやっております。今回45[・]の袋をつくったというのも、女性の会等の方から、現在の35[・]では小さ過ぎるのだというような御要望を受けて、それだったら、料金は一定の料金がかかりますけれどもつくりますよということで御要望にこたえた経緯がありますので、現在のレジ袋がそうした要求に対応できるかということ、少し小さ過ぎるのではないかと感じております。

また、基本的には有料制度、あるいはリットル当たり幾らということで計算をしておりますので、小さなレジ袋に対してどう対応するか、技術的な課題とか、逆に利用者の負担というふうにもなってくるのではないかと、そんなふうにも考え、現在の3種類のごみ袋で行って、その中でまた課題があれば今回やったような対応をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第5、議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

今回の改正は、平成21年5月22日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成21年10月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の額を見直すため、所要の条例整備を行うものです。

内容につきましては、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするために、支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として4万円引き上げ、「35万円」を「39万円」とするものです。

以上、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の
処分について

議長(森 照信君) 日程第6、議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の一般会計決算において、地方交付税の増加及び国の補正予算による特定財源の確保により、歳計剰余金が3億2,098万円となり、繰越明許費繰越額を差し引くと2億8,331万5,000円の実質収支額となるため、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に編入するものです。

なお、川根本町財政調整基金条例に剰余金編入の規定がないことから、地方自治法第233条の2のただし書きの規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 全協でも説明を聞きまして、今も町長の提案理由の説明を聞いたんですけども、こういうふうに歳計剰余金が出たからといって、議会の議決をしなければ基金に積み込めないというか、経験がないことですので、私は全く。これまでは剰余金は、財調などに補正予算で計上して繰越金として上げて、それを財調に積み立てるということがされていたと思うんですけども、今回の説明では、条例に剰余金編入の規定がないから議

会の議決を求めるものだという説明があるんですけども、そのところが今までと何か方法というか基準が変わったのかどうか、わかりませんので、説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

今回の議案でありますけれども、平成20年度の決算において生じた剰余金であるということで、今回の処分方法については地方自治法、また地方財政法等で認められているものでございますが、積立金として補正予算に計上することより、決算における積み立てをすることで、将来の地方財政の安定のため、財政調整基金として積み立てをするものであります。

なお、このように決算による剰余金処分であること、議決をいただくことは、予算に計上することなく基金に編入することでありましてけれども、これは平成21年度予算が圧縮されることと、それから、単年度会計システムとして、必要繰越財源として積み立ての根拠がわかりやすいということで判断したものでございます。

以上であります。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ということは、必ずしもこういう形でなくても、今までのように予算に計上しておいて基金に積み立てるということもできるというふうに解釈していいんじゃないかと思うんですけども、説明を聞いてみると、将来の財政安定のためにという言葉が全協でも、先ほどもあったんですけども、こういう形で積立金の根拠を明らかにすることによって、何か縛りというんですか、財政を安定させるためにこういうときには使えるけれども、こういうときには使えないよとか、そういう何か縛りが、制約みたいなものが出てくるんでしょうか。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） これはあくまでも積み立てることによるものでございまして、取り崩しに対する制限等はあるものではございません。

議長（森 照信君） 再々質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成20年度川根本町一般会計歳計剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)

議長(森 照信君) 日程第7、議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,144万1,000円としたいものです。

今回の補正は、6月議会での追加補正に続いて、国の平成21年度補正予算関連の経済危機対策に係る地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、公共投資臨時交付金対象事業である地域情報通信基盤整備、美しい森林づくり基盤整備事業及び普通交付税額の決定によるものが主なものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は6,883万5,000円の増額です。これは、町道の交通安全対策、県道川根寸又峡線交通整理に係る補助金の財源更正、地区の回覧用袋、役場庁舎及び北部振興センターへの太陽光発電施設設置費、山村開発センター等の修繕費を計上するものです。

第2項企画費は8,122万6,000円の増額です。これは、庁舎広告塔、温泉スタンドフェンスの修繕、集会所修繕経費、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金事業関連の携帯電話関連事業等の事業費を計上するものです。

第5項選挙費は1,050万3,000円の増額です。これは、10月に執行される参議院議員補欠選挙費です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は425万8,000円の増額です。国民健康保険、老人保健、

介護保険事業特別会計への繰出金、及び後期高齢者医療費では国・県補助金の返還金を計上するものです。

第2項児童福祉費は470万3,000円の増額です。これは、国の経済危機対策の一環である子育て応援特別手当の経費であります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は4万2,000円の増額です。これは、乳がん、子宮がんの早期発見のための受診率向上を目指した国の施策によるもので、扶助費の追加と補助金による財源更正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は8,379万4,000円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用対策事業経費、強い農業づくり交付金を活用し、瀬沢製茶協同組合の機械の向上更新への補助金、及び経済対策臨時交付金を活用した茶業施設等再整備事業費補助金、茶業技術センター改修工事、農道1路線の開設経費であります。

第2項林業費は2億2,619万5,000円の増額です。これは、公共投資臨時交付金関連の美しい森林づくり基盤整備としての橋梁耐震補強を含めた林道寸又線経費、有害鳥獣捕獲委託料、土地開発基金からの林道寸又峡線用地購入費、経済危機対策臨時交付金を活用し2路線、町単独事業での2路線及び治山1カ所の工事費等を計上するものです。

第7款商工費、第1項商工費は1,768万円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用し、好評であった商工会プレミアムつきお買い物券発行事業への補助金の追加と、韓国向けポスターの作成、及び先日の地震により被害のあった寸又峡遊歩道の工事費です。

第8款土木費、第1項土木管理費は37万8,000円の増額です。これは、土地開発基金から町道用地購入費及び林道補助事業への人件費振替による補正です。

第2項道路橋りょう費は8,639万7,000円の増額です。これは、経済対策臨時交付金を活用し8路線、単独で7路線の工事費、小規模修繕等を計上するものです。

第9款第1項消防費は2,430万5,000円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用し、救助工作車更新に係る島田市への委託料、災害対策としてブルーシート購入、行政防災無線中継局蓄電池交換工事費と、防火水槽標識設置に係る工事費から需用費への変更です。

第10款教育費、第1項教育総務費は245万7,000円の増額です。これは、経済危機対策臨時交付金を活用したさゆり幼稚園運動場整備への補助金と、教職員住宅の消防設備設置に係る設計費等であります。

第2項小学校費は3,334万円の増額です。これは、南部小、本川根小の国有財産払い下げに係る測量委託、登記手数料、経済危機対策臨時交付金を活用したトイレ改修工事費、及び情報通信技術環境整備に係るデジタルテレビ、パソコン、理科教材等の備品購入費であります。

第3項中学校費は1,160万3,000円の増額です。これは、小学校と同様、トイレ改修工事、情報通信技術環境整備等による備品購入費であります。

第4項社会教育費は1,734万7,000円の増額です。10月25、26日に開催されます第24回国民

文化祭が参議院補欠選挙と重なるため、人員補充に係る部分の川根本町実行委員会交付金の追加と、経済危機対策臨時交付金を活用した赤石太鼓運搬車両購入事業、資料館やまびこのトイレ改修工事費及び光熱水費等を計上するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は280万円の増額です。これは、5月に崩落した林道平田線の測量設計費を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は2億855万8,000円の増額です。普通交付税の決定に伴い増額するものです。

第11款分担金及び負担金、2項負担金は64万円の増額です。これは、上長尾地域振興センター改修工事に係る地区負担金です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は3億5,143万円の増額です。小中学校のデジタルテレビ、パソコン等の情報通信技術環境整備補助金、理科教育施設整備補助金、子育て応援特別手当、林道寸又峡線整備に係る美しい森林づくり基盤整備交付金、県道川根寸又峡線交通整理に係る地域活力基盤創造交付金、携帯電話伝送路整備に係る地域情報通信基盤整備推進交付金、がん検診向上に係る女性特有のがん検診推進事業補助金、及び6月追加補正で計上しました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の未計上分であります。

第14款県支出金、第2項県補助金は5,932万円の増額です。これは、携帯電話基地局整備に係る携帯電話等エリア整備事業補助金、瀬沢製茶協同組合の機械更新に係る強い農業づくり交付金であります。

第3項委託金は1,046万9,000円の増額です。これは参議院議員補欠選挙委託金です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は185万3,000円の増額です。これは、前年度の老人保健、介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第2項基金繰入金は4,000万円の増額です。今回の補正による財源不足を財政調整基金で補うものです。

第18款第1項繰越金は59万3,000円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は300万円の増額です。これは、耕作放棄地再生利用緊急対策事業に係るものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告に従って、順を追って質疑をさせていただきます。

最初に、13ページですけれども、2款1項9目、続いて10目で、本庁、総合支所に太陽光

発電施設を設置するというので、7月の説明のときよりは見直されまして、駐車場に屋根をつけるのもやめてということで予算も減額して計上されているわけですが、合わせて4,000万円ぐらいの減額になっています。

私はそのときも少し言ったんですけれども、子供たちが環境問題に関心を持つような取り組みとして、当町でこういう案が出た後も新聞にかなり、静岡市とかいろいろなところで小中学校あるいは保育園、幼稚園、そういうところに太陽光発電をつけて環境問題に子供が関心を持つような活用を図ろうというふうな取り組みのニュースが出ていました。そういうことを担当の職員の方もごらんになっておられると思うんですけれども、見直しをしたわけですが、そこまで大きな見直しをすることはできなかったのかどうかお伺いします。

それから、同じページの2款1項8目自治会振興費の11節需用費の消耗品費に52万3,000円、これは簡単なんですけれども、回覧用のバックを購入するというので、個数を聞くのを忘れたものですから、何個購入の予算なのかお聞きします。

それから、14ページ、次のページですけれども、2款2項3目のまちづくり事業費のところ、15節工事請負費78万9,000円について、温泉スタンドのメタンガス濃度が高いということでそれを抜く工事と、スタンドの周りにフェンスを張るという説明だったんですけれども、これをやるともう今後ガス抜きをする必要がない、それで穴をあけることで自然と抜けていくのかどうか。

それからもう一点は非常に大きな問題なんですけれども、現在ほとんど垂れ流しているという状態で見ると、1億何千万もかけた探索から掘削の事業なんですけれども、1億、2億を超す事業なんですけれども、周りにあふれた温泉をただただ地中に流しているという、胸が痛むような状況をずっと続けているわけです。何度か町民の方々からも、ちょっと高齢者が入れるような簡単な施設をつくってほしいとか、足湯はどうだとか、それこそ温水器を屋根につけて余り燃料がかからないような使い方もあるんじゃないかとか、いろいろな意見が出されているわけです。そういう活用法を地元でもやってみたいという要望もかつて来たりしたわけですが、新町になって地元の人たちと相談したことがあるのかどうか伺います。

それから、4点目ですけれども、同じページで2款2項4目のコミュニティ施設管理費ですけれども、15節工事請負費192万2,000円が上長尾の集会所、19節の補助金で103万6,000円が坂京の集会所ということで、各地元負担の合計が64万円、その他の財源が多分地元負担だと思えるんですけれども、この64万円の内訳ですね、各地元のそれぞれの負担額とこの64万円の計算方法についてお伺いします。

それから、18ページですけれども、4款1項4目健康増進費の20節扶助費のところ、4万2,000円ということで上がっています。クーポン券を使用する検診費用の扶助費ということですが、全額国が、100分の100ということだったと思うんですけれども、一般財源で減額65万5,000円、国からの補助が69万7,000円ということで、その陰に隠された実際に動く

数字というんですか、それがちょっとわからないので、そのクーポン券を使った扶助費、ここに上がった扶助費の計算の根拠と、クーポン券を発行する対象人数、それから4万2,000円増額になる理由について説明を求めます。

それから、19ページの6款1項3目農業振興費、13節委託料の耕作放棄地についてですけれども、実態調査委託料として600万円計上されているわけですが、この調査を委託することで何を調べて、何を明らかにして、その情報をどのような人たちへどこまで出していくつもりなのか、事業の今後の計画なんですけれども、それについてお聞きします。それから、ダブりますけれども、調査期間と、その調査をした後の調査をどのように利用して取り組んでいくのかお聞きいたします。

それから、21ページですけれども、6款2項5目林道費の17節公有財産購入費1,390万円について、購入する面積、単価、そしてその単価は何を基準に用いた単価なのか。それから、今回もう既にお買い上げしていて、買い上げなければならない理由なんて通告では書いてあるんですけれども、買い上げてあるものを開発基金に支払うということですが、買い上げなければならない理由、それから、ほかの林道を整備するときもこのような買い上げをしているのかどうか。

それから、8目に美しい森林づくり基盤整備交付金事業費2億172万5,000円というのが出ていますけれども、これは寸又右岸林道整備事業費に係る費用だと思うんです。これについて、事業費の50%が国庫補助で一般財源が1億1,072万5,000円今回計上されていますけれども、説明では後から90%が交付されるということだったんですけれども、美しい森林づくり基盤整備交付金事業ということで交付されてくるのか、どのような形で入ってくるのか伺います。

そして、これで購入した全部について整備をしてしまう予定なのか、通行可能となるのか、いつから通行ができるようになるのか。それから、購入して整備することは大体地元の要望でもあり必要性もあったわけですが、購入してまで整備することのメリット、それから森林管理署や中電が使用すると思うんですけれども、工事費を負担してもらうのかどうか、あるいは使用料をもらうことなども考えているのかどうか、そういう交渉をしているのか。たくさんですが、一応文書で出してありますので、一つ一つお答えをお願いいたします。

それから、21ページです。6款2項6目治山費250万円の工事請負費ですが、これは全額一般財源になっているんですけれども、なぜ全額一般財源なのかについて説明をお願いします。

それから、24ページの8款1項1目土木総務費、17節公有財産購入費203万2,000円についてですけれども、これも先ほどの林道費のところで購入するのと同じようについでにどうか、これまで森林管理署より借りて町道として使っていた部分について、土地開発基金で購入してある分を基金に返すということですが、今までは借地料などはどうしていたの

かお聞きいたします。

それから、27ページですけれども、10款4項1目社会教育総務費の18節備品購入費で1,178万5,000円、赤石太鼓グループへ太鼓の運搬用車両を購入して無償貸与をするという説明です。活発な活動を進めて町の宣伝にも大いに貢献しておられるわけですが、そういうことは非常に評価できてありがたいことなんですけれども、こういう理由によってこのようなことをするということが今後ほかのグループでも、このような行政に貢献する活動をするグループに対して要望にこたえていくというか、これを前提に考えていくのかどうかお聞きします。それから、車検料などの維持費はどこまで町が持つのかどうかもお聞きします。

それから、10款4項4目資料館運営費の15節工事請負費273万円についてですけれども、トイレ改修ということで、浄化槽が詰まって排水が流れなくなったというか、ちょっと聞き落としまして確認する時間がなかったものですから再度お聞きするわけですが、ポンプが壊れるということはよくあるんですけれども、浄化槽が詰まるというのはどういうことなのか、ちょっと聞いたことがないものですから、説明を求めます。

以上です。お願いします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

まず、2款1項9目の庁舎管理費及び2款1項10目の総合支所管理費における太陽光発電装置についてでございますが、今回設置を予定する太陽光発電システムにつきましては、設置方法といたしまして、折り屋根方式、それから陸屋根工法、傾斜屋根工法、壁面工法等を検討いたしましたが、結果といたしまして陸屋根工法が安全性、効率・効果性にすぐれているということで判断をさせていただいております。

また、重量についてはパネル1枚が約18.5kg、これが本庁舎でありますけれども112枚、それから総合支所におきましては84枚が想定をされます。このほかに固定用の基礎が8基以上、それから傾斜架台であるH鋼等を見積もりますと、本庁舎の場合には5 t程度が予測をされます。

それぞれの施設の想定によりまして規模等は異なるわけではありますけれども、地震等災害時を想定しますと、構造計算上組み入れられておられない旧施設ですね、それぞれの施設においては安全性への不安等があることや、常時建物内に人がおられるというような場合に、不測の場合に避難中にパネル等の落下というような想定、これも否定できないということもございます。構造上や利用状況からの安全性から附属棟への設置、それから現在新設されました、構造計算がなされております北部地域振興センターへの設置をお願いするものでございます。

なお、附属棟設置の場合におきましては、本庁舎3階からパネル等の設置状況の見通しができることなど、利用状況やそれらの説明、また目視できるということから、教育等の観点、説明等の資料をつけて環境教育または学習等に促していきたいと思っております。

それから、自治会振興費についてでありますけれども、回覧用バック、これは249の班がございまして、これらの往復ということを考えますと約498袋が想定されます。なお、これらのそれぞれの班、地区の状況等をあわせた中で柔軟な対応を図りたいと思っております。

それから、2款2項4目のコミュニティ施設管理費でありますけれども、上長尾集落センターにおきましては、工事費199万2,000円の3分の1の負担ということで、64万円を11款の負担金歳入ということで今回予算計上しておるものでございまして、坂京地区集会所におきましては、総体事業費の3分の1の地元負担を差し引いた103万6,000円を補助金として今回計上させていただいております。双方とも地元負担は3分の1になるというものでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項3目の15節工事請負費78万9,000円の補正について、温泉スタンドのメタンガスを抜くとか、フェンスを張るとか、今後はガス抜きが必要はないのかとの質疑についてですが、これについては、従来も定期的にガス抜きをするということではなく、今まではタンクの上にパイプがついており常にガスを抜いていたわけなんですけれども、今回の改修は、そのパイプを3m以上にしなさいと、またフェンスも設置をしなさいという指摘のため、実施するものです。

また、垂れ流している、資源の無駄ではないかということも質疑の中で言われておりましたけれども、これについては、現在の温泉スタンドになるときに利活用の議論は多々あったと思います。現状がベストと判断されて現在に至っていると思っております。また、近年もそのような議論は行っておりません。

以上です。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 18ページの4款1項4目健康増進費の御質問ですが、これは、当初予算では子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診では40歳以上の方全員を対象に受診率等を勘案しまして予算計上をしております。このうち、今回この事業の対象者は、子宮頸がん検診では20歳から40歳までの5歳刻みの方でありまして、151名、それから乳がん検診は40歳から60歳までの5歳刻みの方252名の方が対象となっております。この補助対象となる方たちの分のみの受診率を勘案しまして計上をさせていただきました。

また、この事業は4月1日までさかのぼって適用されますので、クーポン券発送前に一部負担金を支払い受診をされた方が既におりますものですから、その方たちに一部負担金を払い戻すための扶助費として4万2,000円を計上させていただきました。

以上です。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 農業振興費、13節委託料の耕作放棄地再生利用対策実態調査委託

料600万円についてですが、その委託料で何を調べるかということですが、1つとして、再生利用の対象となる耕作放棄地の植生や農地の基盤、また用排水路や進入道路の状況を確認いたします。2番として、再生利用活動計画の基礎資料となる荒廃程度の区分を調査いたします。3番目として、権利者詳細意向調査に必要な調査票の作成を行います。これはアンケート形式で行います。それから4番目として、上記調査の結果を取りまとめ後、台帳と位置図データを作成いたします。

それから、この情報はどのような人へということですが、地区協議会の情報として耕作者の掘り起こしや、また担い手への情報提供とあっせんに利用いたします。ですから、町の協議会とか地区協議会に情報が流れます。個人情報もありますので注意して扱います。

それから3番目、調査期間ですが、10月上旬から1月下旬を見込んでおります。それから、その情報の取り組み、どのように使うかということなんですが、調査結果を受けて、町協議会と再生利用に当たっての意見の交換を行います。それから、町協議会との協議を踏まえて地区・地域協議会の再生利用計画を策定いたします。それから、調査結果及び地区協議会との協議を踏まえて町の再生利用計画方針を策定いたします。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは続きまして、建設課に関係いたします質問につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、6款2項5目の林道費でございますが、17節公有財産購入費、面積、単価という質問でございますけれども、面積につきましては9万2,985.50㎡でございます。それから単価ですが、単価につきましては1㎡当たり150円ということですので。それから、単価の基準についてでございますけれども、関東森林管理局国有林野部管理課鑑定官によります鑑定評価額をもとに双方で協議を行いました。その結果、150円ということで決定をさせていただきました。

次に、林道敷地を買い上げなければならなかった理由という御質問でございますけれども、今回、森林管理署からこの林道用地を買い上げるということになった目的でございますけれども、この林道を町関連の林道としまして一般車両が安全に通行できるように整備を行い、災害時や観光シーズンの交通渋滞をするときの県道川根寸又峡線の迂回路として使用ができるようにしたいというものでございます。国有地内の林道につきましては、町が事業主体となりまして整備を実施するということが原則できませんので、今回、整備を進めるに当たりまして用地を買い上げるということになったものでございます。

次に、ほかの林道も用地を買い上げているのかという御質問ですけれども、現在、川根本町が整備を進めております林道はすべて民有林内でのもので、用地の買い上げ等は現在行っておりません。また、国有地に関係いたします林道はこの林道寸又線のみでございます。したがって、林道用地を買い上げたという例は今までにはございません。

次に、林道費の8目ですが、美しい森林づくり基盤整備交付金事業で事業費の50%が交付金として交付され、残りの町負担分についても最大90%が交付金として交付されるということだが、いつどのような形で入ってくるのかという御質問ですが、町負担分のうち、最大90%が地域活性化・公共投資臨時交付金として交付をされる予定でございます。また、交付の率につきましては、各市町村の財政力指数等によって決定されますが、現時点におきましては決定されておりません。また、交付の時期につきましても詳細は決定しておりません。

次に、この交付金事業で工事を施行することで、今回買い上げを行った路線の全線が整備をでき通行可能となるのかという御質問ですが、今回買い上げを行いました路線は延長が約8.6kmと長く、現状ののり面や路肩のり面等の状況を考えますと、安全に車両を通行させるためには今後まだまだ計画的に改良工事を実施する必要があります。したがって、今回の交付金事業が完了してすぐに一般車両が常時通行できるという状態ではございません。今後も、できるだけ有利な補助事業等を使いながら計画的に改良工事を進めていきたいと考えております。

それから、購入して整備することのメリットはという御質問ですが、現在の林道寸又線の現状では県道の迂回路としての使用ができる状態ではございませんが、計画的に整備を進めていくことによりまして非常時の迂回路として利用ができ、行楽期の渋滞緩和、災害時の孤立等の解消になるものと考えております。

次に、森林管理署や中電がこの林道を使用すると思うが工事費を負担してもらおうとか使用料をもらう等は考えているのか、またそういう交渉をしたのかという御質問ですが、今回の補正にかかわります工事費の一部を負担してもらいたいというような話は中電とはしてはございませんが、今後の維持管理費にかかわる部分についての費用につきましては、応分の負担をお願いし、管理協定書を提携するよう、現在、中電と協議中でございます。

なお、森林管理署につきましては、今回の買い上げによりましてこの林道沿線に国有林等はありませんので、今後、この林道を森林管理署が定期的に使用するということはないと思われしますので、費用負担等の交渉等は考えておりません。

それから次に、6款2項6目の治山費になりますが、工事請負費250万円はどこか、またなぜ全額一般財源かという御質問ですが、工事の実施箇所につきましては原山地区になります。それから、本来でありますと補助事業として県に要望し事業を実施するということではございますが、この箇所につきましては現場が急峻でございます。また、沢の水によりまして山の斜面が崩れ始めております。また、斜面の上部には茶畑、農業用の倉庫等も建っております。このまま放置しておきますとこれらに影響が出てくるといった状況であり、緊急の対策が必要と判断をしたため、今回、町単独事業として補正をお願いするものでございます。

それから、8款1項1目土木総務費の17節公有財産購入費203万2,000円は、森林管理署より今まで借り受け町道として使用していた4路線分の代金を土地開発基金から支出し、今回基金に返すということだが、購入前はどのようにしていたのか、また借地料はどのようにしていたのかと

いう御質問ですが、購入前は借り受け契約書を結び借地料を支払っておりました。借地料は合計で年間10万4,165円でありました。

以上です。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 10款4項1目社会教育総務費の中で備品購入費についての質問でございますので、お答えをいたします。

今回予算計上した理由といたしましては、赤石太鼓の設立経緯や、当団体が町の活性化とコミュニティーづくりを目指しての活動や、事業を伝承し町の発展、観光PRに寄与していることの実績等も考慮し、また、さらなる活動の推進に期待するものでありますけれども、特にこの団体の構成については、小学生、中学生、高校生、一般のシニアの方で構成をされております。会員は80人ぐらいでありますけれども、大学生以下については59人ほどいると聞いております。学生等未就業者も多い中でボランティア活動を展開しており、他の団体のような利益を追求する団体でないということも一つの理由であります。ケース・バイ・ケースの対応も考えられますけれども、全協でも御意見がありました今後については、上司と検討する中で一定の基準を設けての対応も必要かと思っております。

それから、車検料などの維持管理費の件でございますけれども、これは今まで同様、全額団体のほうで負担をお願いすることとなります。

それから、資料館運営費の関係で工事請負費の説明を私がしましたけれども、ちょっと説明の仕方がまずかったかもしれません。この工事については、トイレ室から浄化槽までの排水管の詰まりの改良工事でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 再質疑をします。

まず最初に、14ページのまちづくり事業費のところの温泉スタンドの活用の件ですけれども、答弁のちょっと確認ですけれども、近年議論を行っているというふうに言われたんでしょうか、行っていないと言われたんですか。確認です、それは、行っているというふうに聞こえたものですから、ぜひ行っていただきたいと思っておりますので、行う気がないか再度質問します。

それから、18ページのクーポン券、4款1項1目の検診扶助費の件ですけれども、4月1日にさかのぼって受診した方がおられて支払うものという説明で、それについてもまた国から来るんでしょうか。それは今回の補正には、国の補助には入っていないんでしょうか、確認をいたします。

それから、21ページの6款2項5目林道費の公有財産購入についてですけれども、買い上げたということで私もかなり抵抗したんですけれども、課長の先ほどの説明で国有地の森林

整備は町ができないので買い上げることにしたという、これは最初にこういう買い上げをしたいという説明をされたときと同じ説明なんです。私たちは多分この説明を聞いて、整備をするのは必要だから、迂回路も欲しいし観光時期の渋滞解消も必要だしということで、皆さん承認したと思うんですけども、この国有地の林道整備を町ができないということはないというのを、その後、何度かの交渉の中で森林管理署も、森林法により貸与という形で整備もできるということを確認しているわけです。そういう説明がなかったんですけども、担当としてというか行政としては、こういうふうに国有地の林道整備は町としては買い上げないといけないから買ったという、その理由をまだ使うおつもりか伺います。

それから、この整備ですけども、今後計画的に改良していくということで、この2億近い財源を充ててもまだ当然、全域の整備はできないということなんだろうけれども、どれくらい全体では整備を必要と考えているのか。それから、今回の補正で上がった分でことしの行楽シーズンの迂回路として使えるのかどうか。この3点をお聞きします。

それから、23ページの8款1項1目の公有財産のほうですけども、今までは借り受けという契約をしていて年間10万4,165円を払っているということですけども、最近ではいつ払ったのか、ことしの予算にもあるかどうか、ちょっと気がつきませんでしたのでお聞きいたします。

それだけです。よろしくをお願いします。

議長（森 照信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項3目のまちづくり事業費の補正についてですけども、ちょっと表現を聞きづらかったかと思いますが、議論は行っておりませんと答えましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

（発言する声あり）

企画課長（羽根田泰一君） 今の質疑なんですけれども、今後使う予定とか言われていますけれども、これについては、先ほど私が申しましたようにいろいろ、平成4年からずっと掘削やったということで、現在やっているのはベストがということで現在も事務方としては対応しておりますので、そのように考えております。

以上です。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 18ページの4款1項4目健康増進費の関係ですが、受診費用の10割を補助されるということでありますものですから、この中には13節のほうに65万5,000円、それから20節の扶助費4万2,000円が補助対象ということで、補助金合計69万7,000円を計上いたしております。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

国有林道を町でも施行できるんじゃないかというお話でございましたけれども、森林法によりますと、民有林の中の林道につきましては国庫補助を受ける都道府県、市町村等が工事をするという事です。それから、国有林の中の林道につきましては国有林野事業特別会計により整備をされるということであつたわけですが、国有林の林道でも鈴木議員が言われるように町が工事を施行できるという場合がございます。それは、国有林道と町側とで併用協定を結ぶか、また区間協定、また費用負担割合協定といったようなものを協定として結んであれば、民有林サイドといいますか、町のほうで仕事ができるということでございます。

それから、寸又右岸林道全体を安全に通行できるようにするにはどれくらい費用がかかるかということでございますけれども、これは今現在、全体計画、概算の計画を委託に出してありますので、それが終了すればはっきりすると思いますが、今時点ではちょっと把握はしてございません。

それから、ことしの事業が終われば迂回路として利用できるかという御質問だったと思いますが、先ほども申し上げましたけれども、ことしの事業が終わっても、即、常時一般車両が通行できるという状況ではございません。

それから、土木費の公有財産購入費の件ですが、先ほども言いましたけれども、年間で借地料10万4,165円の支払いをしておりましたが、これは平成18年度の実績になります。というのも、平成19年度からは契約を解除してあります。町でこの部分を買上げるという前提で、19年度には契約を解除してあります。

以上です。

議長（森 照信君） 再々質疑ありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 18ページの4款1項4目のクーポン券ですけれども、4万2,000円増額する分についても国から来て計上されているということですね。国から入るということで、今回の補正にこの分も。補助金が69万7,000円の中に入っていますよということでしょうか。

次に、右岸林道の件ですけれども、常時通行は今回の工事では無理だという先ほどの2回目の答弁だったんですけれども、ことしの行楽シーズンのときには通せるようになるのかどうかということで先ほどお聞きしたんですけれども、随時必要に応じて通すという方針で工事をやられると思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。この2点。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 寸又右岸林道について総括的に、今の質問も含めてお答えさせていただきます。

これに関しては、去年というか、奥泉の手前の崩落事故以上のバイパス道路の整備の必要性、あるいはそれ以前から、地元からそうした交通渋滞の緩和のために整備が必要ということで、今回踏み切ったわけでありまして。そして、やはりこれが相当な工事量になることは当

然承知しておりましたけれども、どこかでスタートしなければ始まらないということでスタートして、またこういった緊急経済対策で、あるいは国の補正予算等で予算がつきましたので、今回着手させ、今、全体像も把握しながら工事を進めていきたいというふうに考えております。当面の間、一般車両の通行は特殊な事情を除いてできないのではないかとこの町として責任が現在では持てない状態でありますので、一定の整備が終わった段階で非常時とか、あるいは交通渋滞時に通行を可能にしていきたいというふうに、現在、方針は持っております。

また、何で土地を買ったかということに関しては、やはり町の林道に登録しないと今後の補助事業等の活用ができませんので、1,300万かかりましたけれども、それに登録することによって町の林道としてのさまざまな補助事業の採択が受けられますので、そういう意味では、採算というか、1,300万の支出に関しては非常に有利な方向に行くのではないかと。それと、先ほど課長が言ったように、国有林のままですとさまざまな手続とか協議が必要ですので、そうした事務手続きの煩雑さ、あるいは緊急の場合の利用の問題、迅速な判断ができるという意味でも町の林道として管理していきたいと考えております。工事を始めましたので、地元の方々あるいは交通緩和になるようになるべく早く工事は進めますけれども、まだ、今年度は当然工事にかかっておりますし、すぐに一般的に通れるという状況ではないと考えております。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の質疑は既に3回となりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第52号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第8、議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,925万9,000円としたいものです。これは、医療費軽減事業調システム導入に係る補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は70万8,000円の増額です。これは、平成20年度において医療費軽減事業調システムを導入する予定でありましたが、医療制度改正の影響により2月に入っても様式等が定まらなかったため、補助金等の申請に間に合わず、20年度において導入を見送り、平成21年度に計上するものです。なお、保守点検料は1年目のため不用となります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は70万8,000円の増額です。これは、医療費軽減事業調システム導入に係る一般会計からの事務費等繰入金であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） すみません、これは通告していませんけれども、通告しなければならぬ質疑ではありませんので、質疑をします。

確認をしたいんですけども、医療費軽減事業調べシステム委託料、7ページの歳出のほうですけども、このシステム委託料というんですけども、全協で乳幼児医療費とか、いろいろな負担をもとの負担額に戻すという、ちょっとメモがありますがよくわからないものですから、もう一度説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） お答えいたします。

このシステムは、療養給付費等の国庫負担金、それから調整交付金等の申請に必要な数値を求めるシステムですが、これの関係で、乳幼児医療費制度、母子家庭等医療費、それから重度障害者、精神障害者等の医療費扶助の一部負担金が軽減されておるといことですが、それを普通の2割負担、3割負担にする制度となっておりますものですから、そこら辺の数値を求めるためのシステムでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ちょっとよく説明がわからないんですけども、これまで軽減をしていた分を軽減をなくすということですか、2割負担にして。そうすると、個人ではなくて、町がそういう助成を住民にしていた場合に、国に申請すると言いましたよね。やっぱり対象は個人なんでしょうか。その軽減していたのをもとに戻す対象は町なのか個人なのかお聞きします。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 給付費に対する国の負担金、それから調整交付金等も負担率等が決まっておりますが、その分を対象額から外すというような、軽減部分を外されるというようなことでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） その軽減分を外される相手はだれですかというのを先ほど2回目で、町なのか個人なのか。個人の人たち、例えば乳幼児医療費補助を受けていたとか、母子家庭の医療費補助を受けていたとか、重度障害者、精神障害者の補助を受けていた人たちが軽減をなくされて2割負担になってしまう、そういうシステム改修だということなんでしょうか。

議長（森 照信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 個人のほうへの負担は影響がございません。国保が負担増となるような形になります。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回となりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 緊急の時間の中でよく調べることができなかつたんですけれども、ただいまの答弁によると個人への影響はないということですが、市町村が運営する国保に対する負担増になるという答弁だったわけですね。それは、やはり国がたくさんいろいろな形でばらまきをしていたにもかかわらず、こういうことで地方が軽減をしていることに対して、国庫負担調整率というんですか、そういうものをもとに戻しますよと、市町村国保財政を結局は、金額にしてどれくらいなのかわかりませんが、市町村も圧迫する。

国保というのはもともと、本当に所得の少ない人たちが保険ということでお金を出してそれに市町村が上乗せをして、国はその前に50%補助していたのを38.5%に切り下げるかということで、本当に自治体に責任が重くなっている運営を強いられているわけですが、そういう中で、またさらにこういう今の時代の要請、母子家庭の医療費補助とか重度障害者、精神障害者の医療費補助はあって当然で、それは続けますよと、でも国保に対する国の責任はもう削りますよと、自治体がやりなさいと、こういう考え方を聞いて私は賛成することはできないということで、反対討論をします。

議長(森 照信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番(久野孝史君) 今の国保に対する国の政策とかありますけれども、これは、乳幼児医療とかそういったものの軽減をするための国保の中の事務の調べに対する軽減措置の委託料ですので、これは国保の被保険者にとってプラスの面として見ていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、この案については賛成いたします。

議長(森 照信君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第52号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 平成21年度川根本町老人保健特別会計補
正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第9、議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016万3,000円としたいものです。

これは、前年度の老人保健の実績に基づき支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金について精算するための補正と、平成21年度において国庫負担金分、県負担金分、支払基金の審査手数料分の概算交付がなくなったため、一般会計で立てかえるものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は財源更正です。これは、平成21年度の概算交付がなくなったことに伴う一般会計からの繰入金の補てんです。

第2款諸支出金、第1項償還金は236万8,000円の増額です。これは前年度精算によるものです。第2項繰出金は59万5,000円の増額です。これは、前年度の財源不足額について一般会計繰入金で対応したため、立てかえ額を一般会計繰出金として返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は5万2,000円の減額です。現年度分審査支払手数料交付金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は58万4,000円の増額です。現年度分概算交付の減額と前年度分の精算による増額との差額分です。

第3款県支出金、第1項県負担金は59万4,000円の減額で、概算交付がなくなったことによるものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は302万5,000円の増額で、国・県負担金の概算交付がなくなるため、一般会計から繰り入れをするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) これも通告していなくて、今開いて気がついたんですけれども、

歳出7ページの医療諸費、3目審査支払手数料のところが財源更正になっています。財源更正の内訳が全く記載されていないんですけれども、これは、どこからどこに移って補正がゼロというふうになるんじゃないでしょうか。財源内訳が全く載っていませんけれども、これでいいのかお聞きします。

議長（森 照信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

補正額の財源の内訳の関係ですけれども、特定財源は国・県支出金、地方債、その他という区分になっていますけれども、そうした中で差し引き勘定、その他のところで処理ということで御理解をいただきたいと思います。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第10、議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,458万6,000円としたいものです。これは、出納整理期間中に収納した前年度保険料を広域連合に納めるものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の後期高齢者医療7ページをごらんください。

第1款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は8万6,000円の増額です。これは、出納整理期間中に収納した分について広域連合会に支払うものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の後期高齢者医療5ページをごらんください。

第5款繰越金、第1項繰越金は8万6,000円の増額です。これは前年度繰越金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 平成21年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第11、議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,002万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,772万7,000円としたいものです。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金についての精算と、地域密着型サービス運営委員会費用の追加の補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万5,000円の増額です。これは地域密着型サービス運営委員会委員報酬であります。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は683万9,000円の増額です。これは介護給付費準備基金への積立金です。

第7款諸支出金、第1項繰出金は125万8,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は182万5,000円の増額です。これも、前年度の地域支援事業分の交付額が所要額に対し超過となったため、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は297万8,000円の増額です。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は351万3,000円の増額です。

第5款県支出金、第1項県負担金は282万2,000円の増額です。これらは前年度の介護給付費交付金の精算による追加交付です。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は10万5,000円の増額です。これは地域密着型サービス運営委員会の経費分を繰り入れるものです。

第8款第1項繰越金は60万9,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第12 | 認定第1号 | 平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 | 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 | 平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第4号 | 平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第5号 | 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第6号 | 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第7号 | 平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第8号 | 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |

議長(森 照信君) 日程第12、認定第1号、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、認定第8号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会

計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

会計管理者兼出納室長（藤田 至君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号まで一括で御説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第 3 項の規定によりまして、平成20年度川根本町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、平成20年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の 1 ページをごらんください。

歳入ですが、1 款町税は収入済額14億4,307万円で、前年度対比 1 億2,008万6,000円、9.1%の増となりました。収入増の要因は、固定資産税及び軽自動車税の増によるものです。その他、町民税、町たばこ税、入湯税はマイナスとなっております。不納欠損額は388万2,000円、収入未済額は4,806万6,000円であります。

2 款地方譲与税は収入済額6,728万3,000円で、前年度対比587万5,000円、9.6%の増となりました。自動車重量譲与税、地方道路譲与税であります。

3 款利子割交付金は収入済額381万5,000円で、前年度対比 6 万9,000円、1.8%の減となりました。

4 款配当割交付金は収入済額135万8,000円で、前年度対比154万5,000円、53.2%の減となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は収入済額58万4,000円で、前年度対比167万3,000円、74.1%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は収入済額8,105万円で、前年度対比1,133万2,000円、12.3%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は収入済額4,017万3,000円で、前年度対比99万4,000円、2.4%の減となりました。

8 款地方特例交付金は収入済額1,142万6,000円で、前年度対比511万5,000円、81.0%の増となりました。地方特例交付金の増と地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたことによるものです。

9 款地方交付税は収入済額25億2,884万8,000円で、前年度対比3,342万円、1.3%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は131万7,000円で、前年度対比 6 万5,000円、4.7%の減となりました。

11款分担金及び負担金は収入済額が3,245万6,000円で、収入未済額が156万7,000円出て、前年度対比91万2,000円、2.7%の減となりました。

12款使用料及び手数料は収入済額6,435万1,000円で、前年度対比1,406万3,000円、17.9%の減となりました。主に、ウッドハウスおろくぼが指定管理になったことの収入減です。収

入未済額が141万2,000円出ております。

13款国庫支出金は収入済額 1 億7,501万7,000円で、負担金、補助金及び委託金で、前年度対比6,663万8,000円、27.6%の減となりました。

14款県支出金は収入済額 4 億9,396万5,000円で、前年度対比6,514万4,000円、11.7%の減となりました。その主な要因は県補助金及び委託金の減によるものです。

15款財産収入は収入済額3,918万1,000円で、前年度対比84万円、2.2%の増となりました。収入未済額が37万2,000円出ております。

16款寄付金は収入済額102万7,000円で、前年度対比72万4,000円、239.0%の増となりました。

17款繰入金は収入済額 1 億3,902万4,000円で、基金繰入金で、前年度対比2,471万4,000円、21.6%の増となりました。

18款繰越金は収入済額 1 億3,708万9,000円で、前年度対比4,395万4,000円、24.3%の減となりました。

19款諸収入は収入済額 1 億4,971万7,000円で、前年度対比2,113万2,000円、16.4%の増となりました。貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入等の収入であります。収入未済額が167万9,000円出ております。

20款町債は収入済額 5 億510万円で、前年度対比4,910万円、10.8%の増となりました。

歳入合計、収入済額59億1,585万5,000円で、前年度対比5,461万5,000円、0.9%の増となりました。不納欠損額388万2,000円、収入未済額5,309万8,000円であります。

次に歳出を説明いたします。3ページをごらんください。

1 款議会費は支出済額6,888万7,000円で、前年度対比20万4,000円、0.3%の増となりました。

2 款総務費は支出済額11億8,983万1,000円で、前年度対比 1 億3,652万5,000円、13.0%の増となりました。総務管理費、徴税費が主なものであります。

3 款民生費は支出済額 9 億4,677万4,000円で、前年度対比6,744万8,000円、6.7%の減となりました。社会福祉費、児童福祉費の減がその要因となっています。

4 款衛生費は支出済額 5 億6,647万9,000円で、前年度対比5,059万8,000円、8.2%の減となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5 款労働費は支出済額206万1,000円で、前年度対比10万5,000円、4.9%の減となりました。

6 款農林水産業費は支出済額 4 億5,709万円で、前年度対比 1 億1,052万6,000円、19.5%の減となりました。林業費の減がその要因であります。

7 款商工費は支出済額 2 億4,354万7,000円で、前年度対比2,348万9,000円、10.7%の増となりました。

8 款土木費は支出済額 2 億8,176万6,000円で、前年度対比6,963万円、19.8%の減となりました。土木管理費を初め、道路橋りょう費、河川費、住宅費すべて減であります。

9款消防費は支出済額 3億1,866万2,000円で、前年度対比4,990万8,000円、13.5%の減となりました。

10款教育費は支出済額 4億6,513万円で、前年度対比4,237万8,000円、8.4%の減となりました。社会教育費以外はすべて減となっております。

11款災害復旧費は支出済額1,512万2,000円で、前年度対比4,368万8,000円、74.3%の減となりました。農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費であります。

12款公債費は支出済額10億3,952万1,000円で、前年度対比 1億4,479万1000円、16.2%の増となりました。

13款予備費は支出がありません。

歳出合計55億9,487万5,000円、前年度対比 1億2,927万4,000円、2.3%の減となりました。翌年度繰越額 4億2,687万9,000円、不用額は 2億5,824万8000円であります。

歳入歳出差引額は 3億2,098万円であります。

次に、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について概要を説明いたします。決算書、国保 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は収入済額 1億9,296万8,000円で、前年度対比 8,274万1,000円、30.0%の減となりました。不納欠損額293万6,000円、収入未済額3,677万2,000円であります。

2款使用料及び手数料は収入済額 9万2,000円で、前年度対比 1万2,000円、11.9%の減となりました。

3款国庫支出金は収入済額 2億1,206万8,000円で、前年度対比3,192万4,000円、13.1%の減となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4款療養給付費交付金は収入済額9,330万9,000円で、前年度対比 1億8,306万円、66.2%の減となりました。制度改正により、退職被保険者の対象年齢の引き下げによる減であります。

5款前期高齢者交付金は 2億9,236万2,000円あります。制度改正によるものです。

6款県支出金は収入済額4,433万5,000円で、前年度対比298万2,000円、6.3%の減となりました。県負担金及び交付金であります。

7款共同事業交付金は収入済額8,830万6,000円、前年度対比402万8,000円、4.8%の増となりました。

8款財産収入は68万8,000円で、前年度対比20万6,000円、42.8%の増となりました。

9款繰入金は6,130万8,000円で、前年度対比2,189万9,000円、26.3%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10款繰越金は 1億2,768万8,000円で、前年度対比863万7,000円、6.3%の減となりました。

11款諸収入は74万8,000円で、前年度対比156万2,000円、67.6%の減となりました。延滞金及び加算金、預金利子及び雑入であります。

歳入合計11億1,387万8,000円、前年度対比3,622万2,000円、3.1%の減となりました。不納欠損額293万6,000円、収入未済額3,677万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。裏面の国保2ページをごらんください。

1款総務費は支出済額2,629万6,000円で、前年度対比969万4,000円、27.0%の減となりました。総務管理費、徴税費、運営協議会費、趣旨普及費であります。

2款保険給付費は支出済額6億6,348万4,000円で、前年度対比257万円、0.4%の減となりました。療養諸費を初め高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費等であります。

3款後期高齢者支援金は1億1,554万4,000円であります。新制度によるものです。

4款前期高齢者納付金は15万5,000円であります。新制度によるものです。

5款老人保健拠出金は支出済額1,472万3,000円で、前年度対比1億3,239万2,000円、90.0%の減となりました。制度改正によるものであります。

6款介護納付金は支出済額4,752万4,000円で、前年度対比158万2,000円、3.2%の減となりました。

7款共同事業拠出金は支出済額9,769万6,000円で、前年度対比710万1,000円、7.8%の増となりました。

8款保健事業費は支出済額1,111万円で、前年度対比363万1,000円、48.6%の増となりました。制度改正により、特定健診が保険者の義務となったことによる増であります。

9款基金積立金は68万8,000円で、前年度対比2,479万3,000円、97.3%の減となりました。

10款公債費は支出がありません。

11款諸支出金は支出済額486万2,000円で、前年度対比428万3,000円、740.7%の増となりました。

12款予備費は支出がありません。

歳出合計は9億8,208万7,000円で、前年度対比4,032万6,000円、3.9%の減となりました。不用額7,369万7,000円あります。

歳入歳出差引額は1億3,179万1,000円あります。

次に、平成20年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。決算書、老保1ページをごらんください。

老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度に制度改正があり、歳入歳出とも減であります。

まず歳入であります。1款支払基金交付金は収入済額7,000万円で、前年度対比5億8,304万7,000円、89.3%の減となりました。

2款国庫支出金は収入済額4,303万1,000円で、前年度対比3億7,185万1,000円、89.6%の減となりました。

3款県支出金は収入済額1,079万5,000円で、前年度対比9,160万7,000円、89.5%の減となりました。

4 款繰入金は収入済額1,006万5,000円で、前年度対比 1 億676万5,000円、91.4%の減となりました。これは一般会計からの繰り入れであります。

5 款繰越金はありません。

6 款諸収入は収入済額36万6,000円で、雑入で前年度対比21万6,000円、37.1%の減となりました。

歳入合計 1 億3,425万9,000円で、前年度対比11億5,348万8,000円、89.6%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は支出済額 1 億1,842万2,000円で、前年度対比11億4,781万2,000円、90.6%の減となりました。

2 款諸支出金は支出済額1,583万6,000円で、前年度対比567万5,000円、26.4%の減となりました。一般会計繰出金であります。

歳出合計は 1 億3,425万9,000円で、前年度対比11億5,348万8,000円、89.6%の減となりました。不用額は244万8,000円であります。

歳入歳出差引額は 0 円であります。

次に、平成20年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。決算書、後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

平成20年 4 月から導入された新制度であります。

まず歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は収入済額7,383万3,000円あります。収入未済額は42万円でありました。

2 款使用料及び手数料は4,000円あります。

3 款繰入金は2,297万4,000円でありました。

4 款諸収入は9,000円で、延滞金と預金利子であります。

歳入合計は収入済額9,682万1,000円、収入未済額42万円あります。

続きまして歳出ですが、1 款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額9,672万5,000円でありました。

2 款諸支出金は 1 万1,000円あります。繰出金であります。

歳出合計は支出済額9,673万6,000円で、不用額1,486万3,000円あります。

歳入歳出差引残額は 8 万5,000円あります。

次に、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。決算書、介護 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1 款保険料は収入済額 1 億3,006万6,000円で、前年度対比21万2,000円、0.2%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額11万7,000円、収入未済額は248万6,000円あります。

2 款使用料及び手数料は収入済額 1 万5,000円で、前年度対比3,000円、26%の増となりま

した。手数料であります。

3 款国庫支出金は収入済額 2 億2,315万9,000円で、前年度対比1,399万5,000円、6.7%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4 款支払基金交付金は収入済額 2 億7,020万3,000円で、前年度対比2,351万4,000円、9.5%の増となりました。

5 款県支出金は収入済額 1 億3,053万4,000円で、前年度対比605万3,000円、4.9%の増となりました。県負担金及び補助金であります。

6 款財産収入は収入済額14万6,000円で、前年度対比 7 万3,000円、100.6%の増となりました。

7 款繰入金は収入済額 1 億6,090万9,000円で、前年度対比2,905万4,000円、22.0%の増となりました。一般会計からの繰入金であります。

8 款繰越金は収入済額1,202万2,000円で、前年度対比480万9,000円、28.6%の減となりました。繰越金であります。

9 款諸収入は14万2,000円で、前年度対比10万1,000円、249.7%の増となりました。預金利子及び雑入であります。

歳入合計は 9 億2,720万1,000円で、前年度対比6,606万7,000円、7.7%の増となりました。不納欠損額11万7,000円で、収入未済額248万6,000円であります。

続きまして歳出ですが、1 款総務費は支出済額2,972万1,000円で、前年度対比157万4,000円、5.0%の減となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は支出済額 8 億6,982万4,000円で、前年度対比8,095万5,000円、10.3%の増となりました。介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費、その他諸費、特定入所者介護サービス等費であります。

3 款財政安定化基金拠出金は支出がありません。

4 款基金積立金は支出済額14万6,000円で、前年度対比 7 万3,000円、100.6%の増となりました。

5 款地域支援事業費は支出済額1,601万円で、前年度対比233万3,000円、17.1%の増となりました。これは、介護予防啓発事業の特定高齢者把握事業、生活機能評価検査の新設により増となったものであります。

6 款公債費は支出はありません。

7 款諸支出金は支出済額1,088万8,000円で、前年度対比430万6,000円、28.3%の減となりました。一般会計繰出金及び償還金であります。

歳出合計 9 億2,659万1,000円で、前年度対比7,748万円、9.1%の増となりました。不用額 1,135万3,000円あります。

歳入歳出差引額は61万円あります。

次に、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、簡水1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は収入済額69万円で、前年度対比338万円、83.0%の減となりました。

2 款使用料及び手数料は収入済額1億1,899万7,000円で、前年度対比125万8,000円、1.0%の減となりました。収入未済額が973万円あります。

3 款財産収入は収入済額116万9,000円で、前年度対比65万2,000円、126.1%の増となりました。

4 款繰入金は収入済額1億2,003万6,000円で、前年度対比4,537万1,000円、27.4%の減となりました。一般会計からの繰入金及び基金繰入金であります。

5 款繰越金は収入済額354万6,000円で、前年度対比20万2,000円、5.4%の減となりました。

6 款諸収入は収入済額184万3,000円で、前年度対比99万7,000円、117.9%の増となりました。雑入であります。

歳入合計2億4,628万3,000円で、前年度対比1億8,502万1,000円、42.9%の減となりました。収入未済額973万円であります。

次に歳出ですが、1 款総務費は支出済額3,845万9,000円で、前年度対比438万1,000円、12.9%の増となりました。

2 款水道事業費は支出済額7,906万4,000円で、前年度対比1億3,052万4,000円、62.3%の減となりました。水道管理費と水道建設費であります。

3 款公債費は支出済額1億2,791万5,000円で、前年度対比4,917万5,000円、27.8%の減となりました。

4 款予備費の支出はありません。

歳出合計2億4,543万9,000円で、前年度対比1億7,531万8,000円、41.7%の減となりました。不用額1,158万9,000円あります。

歳入歳出差引額は84万3,000円あります。

次に、平成20年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。決算書、温泉1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は収入済額487万5,000円で、前年度対比25万6,000円、5.5%の増となりました。収入未済額が55万2,000円あります。

2 款財産収入は収入済額2万6,000円で、前年度対比4,000円、20.2%の増となりました。

3 款繰入金は収入済額2,073万4,000円で、前年度対比303万4,000円、17.1%の増となりました。一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金は収入済額48万1,000円で、前年度対比10万5,000円、28.2%の増となりました。

5 款諸収入は収入済額12万円で、前年度対比11万9,000円、119.6%の増となりました。延

滞金であります。

歳入合計2,623万7,000円で、前年度対比352万円、15.5%の増となりました。収入未済額55万2,000円であります。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額890万8,000円で、前年度対比28万5,000円、3.1%の減となりました。

2款温泉事業費は支出済額1,709万円で、前年度対比407万円、31.3%の増となりました。

3款基金管理費は支出済額2万6,000円で、前年度対比4,000円、20.2%の増となりました。

4款予備費は支出がありません。

歳出合計2,602万5,000円で、前年度対比378万8,000円、17.0%の増となりました。不用額83万4,000円あります。

歳入歳出差引額は21万2,000円あります。

次に、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。決算書、診療所1ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

1款診療収入は収入済額3,157万4,000円で、外来収入及びその他診療報酬収入であります。

2款使用料及び手数料は収入済額35万円で、手数料であります。

3款繰入金は収入済額1,513万円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金は5,000円あります。

5款諸収入は1,000円ありました。

歳入合計4,706万円あります。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額4,144万9,000円あります。

2款医業費は支出済額559万8,000円あります。

3款諸支出金は支出はありませんでした。

4款予備費は支出がありません。

歳出合計4,704万8,000円で、不用額306万3,000円あります。

歳入歳出差引額は1万2,000円あります。

以上、簡単に決算の概要を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 次に、平成20年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、監査委員から御報告をいただきます。監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、平成20年度決算審査の結果について報告いたします。

なお、先ほど議長のほうからもありましたけれども、代表監査委員の風間隆さんが所用により出席できないということですので、私が監査報告をいたしたいと思えます。

審査の期間は、平成21年7月21日、22日、23日、28日の4日間行いました。審査の場所は、この川根本町役場会議室で行いました。

それでは、総括的な報告をしたいと思います。

平成20年度一般会計及び7つの特別会計決算について関係課長の出席を求め、慎重な審査を行いました。

審査の方法、審査に付された各決算について、関係法令に違反することなく適正に執行されているか、計数は正確に処理されているか、予算がその目的に従い執行されているか、財政運営は効率的に行われているか等について、関係帳簿及び証拠書類と照合調査し、関係課長及び担当者に説明を求め審査手続を実施しました。

審査の結果並びに総括意見、平成20年度の決算を主に平成19年度決算と比較すると一般会計歳出で約1.3億円の減額となっています。減額の主なものは農林水産業費、土木費であります。これに対し、歳入では県支出金の減額が大きくなっています。審査に付された歳入歳出決算及び関係書類は一般会計並びに各特別会計とも法令に遵守し作成されており、計数処理は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

総括的な意見として、1、町税及び国保税の収入確保はもちろん、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すること。

2、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら有効・適切な運用を期すること。

3、事務事業の見直し、事務の改善合理化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に平成20年度決算について事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図るとともに、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

なお、担当者より提出された決算資料はまことに的を射たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え、総括といたします。

細かい数字の計数については先ほど会計管理者のほうからも説明がありましたので、この決算審査意見書をもって報告にかえたいと思います。

あと、これから議会での決算審査が始まるわけですが、これについて私のほうから3点ほど留意点をお願いしたいと思います。

まず1点目は、予算には計上されているけれども執行されていないという事業があります。これはどんな理由からかということ。こういう事業は「かわねほんちょうことしの仕事」という冊子の中で町民全部に広報してありますもので、そこら辺のところを頭に入れた中で審査していただきたいなど、そんなふうに思います。

2点目としては、予算の流用や予備費支出、これが本当にやむを得ない措置であったかどうか、これについて審査していただきたいと思います。というのは、予算の流用や予備費の支出というのはそのまま議会の関与なく執行がなされるということで、議会の権限の制限というような形になりますので、こら辺のところをしっかりと見ていただきたいなどと思います。

そして最後に3点目として、当初予算のときに審議されたことが予算執行にどのように生かされているかを確認していただきたいと思います。というのは、平成20年度の予算審査のときに、予算特別委員会の審査状況報告書というものを議会のほうで出しています。これは委員長、副委員長を初め丁寧に審査していただいたもので、20ページぐらいの審査報告書になっていると思います。この審査報告が今度の決算にどのように生かされているか、こちら辺のところも頭に入れた中で審査していただきたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13人の議員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は議長を除く13人の議員を選任することに決定しました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月3日から9月16日までの14日間、休会としたいと

思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月16日までの14日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時59分